

国際コンテナ戦略港湾京浜港を活用した地域再生計画

都道府県名	その他
作成主体名	東京都、横浜市及び川崎市
区域の範囲	東京都中央区、港区、江東区、品川区及び大田区並びに横浜市及び川崎市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する）



地域再生計画の概要

東京都、川崎市、横浜市では、平成 20 年から、3 港で一体的に「京浜港」として、港湾の国際競争力を強化すべく様々な施策を展開しているところである。

これらが、我が国の経済成長に寄与していくには、物流面におけるボトルネックの解消や、リスクに強いインフラの整備等、企業が持続的に競争力を発揮できる環境づくりを総合的に推進していくことが不可欠である。

地域再生制度を活用し、国の成長戦略の柱として選定された「国際コンテナ戦略港湾」である京浜港の競争力の更なる強化を図り、京浜港地域の活性化を推進し、国際社会における我が国産業の競争力強化の実現へとつなげていく。

適用される支援措置：地域再生支援利子補給金

京浜港のコンテナターミナル等において、以下の①、②を実施する事業者が、地域再生協議会の構成員である金融機関から融資を受けて施設整備を実施する場合に、貸付の日から 5 年間、国が 0.7% 以内で金融機関に対し利子補給金を支給する。



- ① 港湾施設の機能高度化、物流システム高度化施設の整備、物流効率化機械設備等の導入



- ② 再生可能エネルギーの活用や災害対策を目的とした自家発電設備導入等の推進

計画期間：地域再生計画認定の日から平成 34 年 6 月末まで

地域再生協議会の概要（平成 24 年 6 月 20 日設置）

- (1) 名 称：「国際コンテナ戦略港湾京浜港を活用した地域再生計画協議会」
- (2) 構成員：(株)日本政策投資銀行、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行、(株)三菱東京 UFJ 銀行、(株)もみじ銀行、(株)山口銀行、(株)横浜銀行、東京港埠頭(株)、横浜港埠頭(株)、東京都、横浜市、川崎市